

介護サービス情報の公表
報告対象事業所 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

令和6年度「介護サービス情報」の報告について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定により、介護サービス事業者は、介護サービスを利用する者等が介護サービス事業者を適切かつ円滑に選択できるよう、その情報をインターネット等で報告することとされています。

については、別添のとおり「令和6年度岡山県介護サービス情報公表計画」（以下「公表計画」という。）を策定し、本年度の介護サービス情報の公表制度を運営することとしましたので、報告をお願いします。

なお、報告・公表された情報に疑義等が生じた場合は、「岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針」に基づく県の調査が行われることがありますので、申し添えます。

記

1 対象事業所

別添公表計画参照

2 報告方法等

(1) ログイン

下記ホームページ「介護サービス情報の公表について」に掲載されている**報告システム（事業所向け）ログイン**よりアクセスし、当該システムから入力することにより、報告してください。

岡山県子ども・福祉部指導監査課ホームページ

>3 介護サービス事業者関係

・介護サービス事業者関係のページ

>8 介護サービス情報の公表制度

・介護サービス情報の公表について

<https://www.pref.okayama.jp/page/571279.html>

① 上記ホームページに「**事業所向け操作マニュアル**」（以下「マニュアル」という。）及び「**報告かんたん操作ガイド**」を掲載していますので、各事業所でダウンロードして活用してください。

② 上記ホームページに記載要領（**■事業別記載要領**について）を掲載しています。

③ 入力前に、必要に応じて下記の設定を行ってください。

●「お気に入りへの追加をしたい」（マニュアル 83ページ）

●「JavaScriptの設定を変更したい」（マニュアル 84ページ）

(2) ID・パスワード

ログインするためには、**同封のIDとパスワードが必要**です。

●「ログインする」(マニュアル 11ページ)

*既存事業所については、現在登録されているもの(パスワードを変更した事業所にあつては変更後のもの)をお送りしています。

●「複数サービスを提供している場合」(マニュアル 6ページ)

(3) 報告項目

(報告期限前のできるだけ直近の情報について報告してください。)

(既存の事業所は①～④まで、新規の事業所は①を報告してください。)

①「基本情報」(必須報告項目)

●「基本情報」を記入する(マニュアル 25ページ)

※法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号(13桁)を記載してください。

なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であつて、法人番号の指定を受けているが、基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択してください。

上記基本3情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないでください。

国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)には、岡山県指導監査課ホームページからもアクセス可能です。

※介護予防サービスについては、介護サービスと一体的に報告します。

※通所介護サービスにおいて宿泊サービスを提供している事業者は、該当する項目を報告してください。

②「運営情報」(必須報告項目)

●「運営情報」を記入する(マニュアル 32ページ)

③「事業所の特色」(任意報告項目)

●「事業所の特色」を記入する(マニュアル 35ページ)

(注1) 公表に当たっては、指定基準に「事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない」と定められていることに留意してください。

また、介護老人保健施設については、「介護老人保健施設に関して広告できる事項について(H13.2.22老振発第10号)」、介護医療院については「介護医療院に関して広告できる事項について(H30.3.30老老発0330第1号)」にも留意してください。

(注2) 画像や動画も掲載することができますが、利用者等のプライバシーの侵害に当たらないよう配慮してください。

④「独自項目」(任意報告項目)

●「一人当たりの賃金」「独自項目」を記入する(マニュアル 42ページ)

ア 成年後見制度活用への配慮の状況

イ 人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況

ウ 地域で生産された旬の食材を用いた季節、行事等に応じた食事の提供状況

エ 非常災害時における避難又は救出訓練等の実施状況

- (4) 報告期限 **令和7年1月31日(金)**
受理開始時期を令和7年1月6日(月)以降とします。報告期限前には報告の集中が予想されるため、早めの報告入力をお願いします。
- (5) 手数料 不要
- (6) その他
提出の流れ
●「提出する場合の流れ」(マニュアル 24ページ)
県へ提出後、公表前に、入力した情報の修正を希望する場合は、県からの差し戻し後に修正が可能になります。所管の県民局に連絡し、差し戻しを依頼してください。

3 公表時期

原則として、報告の翌月。

4 送付資料

- (1) 「ID・パスワードのお知らせ」
- (2) 報告依頼文
- (3) 令和6年度岡山県介護サービス情報公表計画
- (4) 令和6年度版岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み
- (5) 岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針
- (6) F A Q (Q & A)
- (7) 報告かんたん操作ガイド(新規事業所のみ)
- (8) 介護サービス情報報告システム事業所向け操作マニュアル(新規事業所のみ)

5 その他注意事項

- (1) パスワードの設定・再発行
ID・パスワードを紛失した場合は、『6 報告先(各事業所を所管する県民局)』へ、下記必要事項を記載の上、F A Xかメールにて、標題を「介護サービス情報の公表に係るパスワード等再発行」として依頼をしてください。
- ① 事業所名
 - ② 事業所番号
 - ③ サービス名
 - ④ 担当者名
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ 事業所でのパスワード変更の有無(県から配布されたパスワードを変更したか否か)
 - ⑦ 回答連絡先(F A X番号 or メールアドレス)

システムではパスワードの変更が可能です。また、セキュリティーの観点から一定期間ごとに変更を促す旨のメッセージが表示されますので、適宜対応をお願いします。(ID・パスワードの管理は、事業所で責任を持って行ってください。)

- 「パスワードを変更したい」(マニュアル 80ページ(20ページ))

- (2) 「連絡先設定」

システム内の「連絡先設定」を行ってください。提出された報告が差し戻された場合には、設定された連絡先に差戻しメールが届きます。

- 「連絡先を変更したい(連絡先設定画面)」(マニュアル 81ページ(45ページ))

6 報告先（各事業所を所管する県民局）

○岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課

〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17
Tel：086-272-3915（事業者第1班ダイヤルイン）
Fax：086-272-2660
E-mail：bizen-jigyousya@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）
※岡山市内の事業所の公表は、平成30年4月1日から、岡山市へ権限移譲されています。

○岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課

〒710-8530 倉敷市羽島1083
Tel：086-434-7054（事業者第1班ダイヤルイン）
Fax：086-427-5304
E-mail：bichu-kaigojyoho@pref.okayama.jp

※所管市町村（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）

○岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課

〒708-0051 津山市椿高下114
Tel：0868-23-1291（事業者班ダイヤルイン）
Fax：0868-23-2346
E-mail：mima-jigyousya@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町）

<参考>

介護保険法（介護サービス情報の報告及び公表） 抜粋

第115条の35 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（略）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 （略）

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。